

## 公益社団法人掛川市シルバー人材センター事務費規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人掛川市シルバー人材センター(以下「センター」という。)が、仕事の発注者より徴収する事務費又はセンター業務委託料(包括的契約による場合に限る。)に関し、必要な事項を定める。

### (事務費又はセンター業務委託料の徴収)

第2条 事務費は、センターが取り扱う仕事の引き受けと、それを実際に行う会員への仕事の提供に要する諸経費及び法人運営に要する諸経費として仕事の見積総額に含めるものとし、仕事が完了した都度発注者から徴収する。

2 センター業務委託料とは、センターが、発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費等をいい、発注者から、仕事の完了の都度、徴収するものとする。

3 事務費又はセンター業務委託料は、仕事の見積総額に含めるものとする。

### (事務費又はセンター業務委託料の額)

第3条 事務費の額は、公益目的事業(実施事業等)の実施に要する適正な費用を償う額を超えない額及び法人運営上に要する適正な費用を限度とする。

2 事務費の額は、受注額の12パーセントとし、理事長が決定する。

### (センター業務委託料の額)

第3条の2 センター業務委託料の額は、受注額(会員業務委託料に相当する見積額)の12パーセントとし、理事長が決定する。

2 理事長は、前項の規定により算出した額が、センター業務として受託した仕事の内容から、発注者と締結した包括的契約に基づき会員業務を実施する会員の選定等に要する諸経費等に充てる額として過不足が認められるなど相当の理由があるときは、前項の規定にかかわらずセンター業務委託料の額を決定することができる。この場合において、理事長は決定したセンター業務委託料の額及びその決定理由を理事会に報告するものとする。

3 センターは、会員業務の実施に必要となる材料等の購入等に要する費用に相当する額を発注者に請求する場合には、当該発注者と合意した額を限度として第3条の2第1項及び第2項で決定した額に加算することができる。

### (事務費又はセンター業務委託料の使途)

第4条 事務費又はセンター業務委託料は、前条で定めた適正な額を公益目的事業(実施事業等)会計及び法人会計に区分して経費に充てる。

(委任)

第5条 この規程に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。